

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県丹羽郡大口町替地二丁目135番地
 氏 名 株式会社パックス
 代表取締役 小椋 俊佑

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許 可 の 年 月 日 令和元年 7月 8日
 許可の有効年月日 令和 6年 5月24日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、
 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、金属くず、
 ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、
 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上9種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去
 に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又 は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積 替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 5月25日	新規許可	平成24年 4月 5日	変更許可
平成14年 4月23日	変更許可	平成26年 8月11日	更新許可
平成16年 5月25日	更新許可	令和 2年 8月 6日	代表者の変更届による書換
平成21年 6月30日	更新許可		

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無